薩摩川内市市民活動ネットワークの団体登録に関する要領

（趣旨）

第１条　この要綱は、薩摩川内市内で活躍する市民活動団体に関する情報の公開、提供等を行うことにより市民活動団体の活動促進を図るために実施する市民活動団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

協働の社会の実現に意欲があり、市や関係者とともに市民活動の推進に向けて自主的な活動を行う団体の登録について、必要な事項を定めるものとする。

（登録の要件）

第２条　市民活動団体として登録することができる団体は、次の要件を満たすものとする。

1. 共生協働の社会の実現に向けた活動や学習を継続的に行っていること。
2. 原則として団体、グループの構成員を５人以上とし、その３分の２以上が薩摩川内市に住所を有し、又は通勤、若しくは通学していること。
3. 規約、会則又はこれに準ずるものにより、その団体の目的や活動内容等が把握できる団体であること。
4. 適切な会計処理が行われていること。
5. 薩摩川内市市民活動センターの事業や運営等に参加又は協力できる団体であること。
6. 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
7. 暴力団又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

２　前項各号の条件のいずれかを満たさない場合でも、共生協働の社会の実現のために有益であり、市長が特に認めた場合は登録を認定するものとする。

（登録申込等）

第３条　登録を受けようとする団体は、薩摩川内市市民活動ネットワーク参加団体申込書（以下「申込書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

1. 団体の目的、活動内容等が把握できる規約又はこれに準ずるもの
2. 団員名簿及び役員名簿
3. 登録年度直近の活動報告書

但し、新規団体の場合は、活動計画書

1. その他市長が必要と認める書類

２　登録の申し込みは随時行うことができる。

　（登録の決定）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、市民活動団体として登録の可否を決定し、その旨を当該団体に薩摩川内市市民活動ネットワーク参加団体登録証（以下「登録証」という。）を通知するものとする。

1. 団体名
2. 団体等の区分
3. 代表者氏名
4. 事務所の住所地及び連絡先に関する事項
5. 設立の時期
6. 構成員数
7. 設立の目的
8. 団体の主な活動地域
9. 団体の主な活動内容
10. その他市長が必要と認める事項

　（市民活動団体への支援）

第５条　前条の規定により登録の決定を受けた市民活動団体等（以下、「登録団体」という。）に対し、次の各号に掲げる支援のうち必要な支援を行うものとする。

1. 市民活動支援補助金を申し込むことができる。
2. 市民活動支援補助金の採択を受けた活動情報を広く市民に公開することができる。
3. 市民活動団体等に助成事業の情報を提供することができる。
4. 登録された団体の情報を市民活動情報サイト等に掲載し、広く市民に公開する。
5. 薩摩川内市シェアオフィス事業に登録することができる。
6. 薩摩川内市市民サポートセンターが管理する相談室を利用することができる。
7. 市民、公的機関等からの問合せに対し、登録事項を提供することができる。
8. 市等が開催する市民活動支援に対する事業、イベント情報等の案内を行う。

（登録の変更等）

第６条　登録団体は、登録内容に変更があったときは、速やかに薩摩川内市市民活動団体登録変更届（以下、「変更届」という。）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

２　登録団体は、その規約等若しくは第４条に規定する登録内容に変更が生じたときは、変更届と共にその旨を市長に提出し、市長の承認を受けなければならい。

　３　登録団体は、登録の抹消を希望するときは、薩摩川内市市民活動団体登録抹消届により市長に届け出なければならない。

　（登録の有効期間）

第７条　登録の有効期間は、登録団体として認めた日の属する年度末までとする。

（登録の抹消）

第８条　登録団体は、薩摩川内市ネットワーク参加の更新において、第３条の手続きを実施しなかった場合は、当該翌年度の７月をもって登録を抹消する。

　登録の有効期間満了後、引き続いて登録を受けようとする登録団体は、新たに申込書を提出しなければならない。

２　前項の規定による申請は、登録の有効期間が満了する日の３か月前から行うことができる。

（登録団体の取消し）

第９条　市長は、登録団体の申請内容に虚偽があることが判明した場合、センター利用方法が不適当であると認めた場合、及びこの要綱の趣旨に反する行為があったと認めた場合には、登録を取り消すことができる。

（委任）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年８月１日から施行する。